

令和3年度
監査結果のあらまし

岐阜市監査委員

(令和4年4月)

目 次

1	監査委員制度	1
2	主な監査等	2
3	定期監査及び行政監査（随時監査含む）	4
(1)	特に留意した事項	5
ア	一般・特別会計	
(ア)	備品の管理について	5
(イ)	契約の履行確認について	5
イ	企業会計	
(ア)	市民に対する還付金等及び給付金について	7
(イ)	契約の履行確認について	7
(2)	予算の流用について	8
(3)	交通事故の防止について	9
(4)	指摘事項	10
(5)	意見	19
4	財政援助団体等に対する監査	22
(1)	指摘事項	22

1 監査委員制度

監査委員は、地方自治法に基づき市長から独立した公平な立場で市の監査を担うため設置されており、監査委員が行うとされている監査等の行為は、市の事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、市民の福祉の増進に資することを目的としています。

また、監査委員は、人格が高潔で、地方公共団体の財政管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者及び議員のうちから、議会の同意を得て市長が選任します。

岐阜市では、識見を有する者から2人、議員から2人の合計4人の委員が選任されています。

【岐阜市監査委員（令和3年度）】

区 分		氏 名	就 任 期 間
識見委員 代表監査委員	常 勤	松井 重雄	平成31年4月1日～令和5年3月31日
識見委員	非常勤	森 裕之	平成28年4月1日～令和6年3月31日
議選委員	非常勤	小堀 将大	令和2年6月26日～令和3年6月28日
議選委員	非常勤	石川宗一郎	令和2年6月26日～令和3年6月28日
議選委員	非常勤	竹市 勲	令和3年6月29日～議員の任期による
議選委員	非常勤	黒田 育宏	令和3年6月29日～議員の任期による

監査委員事務局

監査委員が行う監査等を補助するため監査委員事務局が設置されています。

【組織図（令和3年度）】

事務局長 — 監査課長 — 監査係（7人）

2 主な監査等

定期監査（地方自治法第199条第4項）

市の財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうか、及び水道、病院など公営企業に係る事業が合理的、効率的に行われているかについて監査
（平成30年度から企業会計を除く全部局を2つに分け、隔年で全課を対象に実施）

行政監査（地方自治法第199条第2項）

行政組織、職員配置、事務処理手続等、市の事務の執行が、合理的、効率的に行われているかについて定期監査と併せて実施

随時監査（地方自治法第199条第5項）

監査委員が必要があると認めるとき、定期監査に準じて実施

工事監査（地方自治法第199条第5項）

工事の設計及び施工が、法令等に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを書類調査及び現場調査により監査

財政援助団体等に対する監査（地方自治法第199条第7項）

補助金その他財政的援助を与えている団体について、当該財政的援助に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかについて監査

決算審査（地方自治法第233条第2項、地方公営企業法第30条第2項）

一般会計・特別会計及び公営企業会計の決算に係る審査で、決算の内容が正しいか、予算が適正かつ効率的に使われているかについて審査

基金の運用状況審査（地方自治法第241条第5項）

基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が、適正かつ効率的に行われているかについて審査

健全化判断比率及び資金不足比率審査

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、第22条第1項）

前年度の決算等から算定された、健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）、公営企業の資金不足比率が適正に算定されているかについて審査

例月現金出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

市が保管するお金の出し入れが正しく行われているかについて、毎月、日を定めて検査（一般・特別会計、市民病院事業会計、中央卸売市場事業会計、水道事業会計及び下水道事業会計）

住民監査請求に基づく監査（地方自治法第242条）

市の公金の支出、財産の管理、契約の締結などについて、違法又は不当な事実が認められるとして、住民から監査の請求がなされた場合、当該事項について監査

内部統制評価報告書審査（地方自治法第150条第5項）

市長から審査に付された内部統制評価報告書について評価が評価手続に沿って適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかについて審査

（令和3年度は令和4年度からの本格運用に向けて試行的に実施）

※ 監査終了後には、**監査結果（指摘事項・意見）を市長及び議会に対して報告**するとともに、市の**掲示場**及び市の**ホームページ**にて公表しています。また、監査対象部局に対しては、指摘事項・意見及び指示事項を部局長に対して通知しています。

なお、監査において指摘した事項と意見については、**3月末時点の措置状況**の報告を求め、その時点で未措置のものについては、更に同年9月末時点で求め、措置状況の進行管理を行っています。

指摘事項	(1) 法令、条例、規則等に抵触し、重大な影響を及ぼす事項又はそのおそれのある事項で、直ちに対応することが相当と認めたもの (2) 不適切な事案の再発防止のために直ちに対応することが相当と認めた事項 (3) その他直ちに対応することが相当と認めた事項
意見	(1) 効率性、経済性、有効性等の観点から、是正又は改善のために検討することが相当と認めた事項 (2) その他指摘には至らないが、特に言及することが相当と認めた事項
指示事項	事務処理上の軽微な誤り等指摘又は意見には至らない事項

※ 監査委員の**職務権限が及ばないもの**

- ・ 条例そのもの（可否、当不当等）の監査
- ・ 予算編成事務の監査
- ・ 政策の適否あるいは政策判断の妥当性まで踏み込んだ監査

3 定期監査及び行政監査（随時監査含む）

定期及び行政監査について、全部局の2分の1に対し、監査を実施しました。（企業会計については全会計実施）

令和3年度の定期及び行政監査の実施部局は、一般・特別会計のうち、

- ①企画部
- ②財政部（固定資産評価審査委員会を含む）
- ③ぎふ魅力づくり推進部
- ④子ども未来部
- ⑤環境部
- ⑥基盤整備部
- ⑦市民協働推進部
- ⑧薬科大学
- ⑨女子短期大学
- ⑩教育委員会
- ⑪会計課
- ⑫議会事務局
- ⑬監査委員事務局

及び企業会計（病院事業会計、中央卸売市場事業会計、水道事業会計、下水道事業会計）です。

また、ぎふ魅力づくり推進部所管の総合体育館非構造部材耐震補強及びその他建築主体工事の工事監査を実施しました。

これらの部局の定期監査等を実施した結果、「**指摘事項 48件**」、「**意見 4件**」ほか指示事項について、是正又は改善若しくは検討を求めました。

10 ページ以降に、指摘事項及び意見の具体的な事例を掲載しています。

なお、軽微な事項については、別途指示しています。

(1) 特に留意した事項

ア 一般・特別会計

令和3年度は以下の事項について特に留意し、監査を実施しました。

(ア) 備品の管理について

(イ) 契約の履行確認について

(ア) 備品の管理について

備品管理システムを平成23年に導入してから10年が経過したこと、新庁舎への移転により多くの備品が廃棄されていることから、システム上登録されているが廃棄された備品あるいは所在不明となっている備品がないかについて特に留意して監査を実施しました。

調査の対象は、次のとおりです。

a 調査内容

(a) システム管理は適正か。(廃棄された備品あるいは所在不明となっている備品が記録されていないか。)

(b) 備品シールが貼付されているか。

(c) 美術品を管理しているか。

(d) 美術品を管理している場合、管理は適正か。

b 調査方法

(a) 及び (b) については、物品から課ごとに3点を抽出し、その所在及び備品シールの貼付が確認できる写真の提出を監査対象部局に求め、提出された写真により確認を行いました。

(c) 及び (d) については、美術品の管理の有無を確認し、管理している場合にはすべての美術品について管理状況を確認しました。

調査の結果、備品の管理について、「指摘事項 3件」のほか指示事項の是正又は改善を求めました。

(イ) 契約の履行確認について

平成31年に鵜飼観覧船事務所職員が公金を搾取したとして逮捕される事案が発生したことを受け、請負契約については、履行後の検査が非常に重要として検査体制が平成31年に見直されていることから、見直された履行確認が適正に行われているか、物品の納品時の検収については、物品取扱員が岐阜市物品管理規則に定め

られた方法により適正に検収しているかについて、令和2年度に調査しました。調査の結果、監査対象としたほとんどの部局で規則等に抵触する事案が発生していたことから、昨年度に引き続き、特に留意して監査を実施しました。

調査の対象は、次のとおりです。

a 契約金額が20万円以下の修繕

本市において請負契約としているのは、工事、委託及び修繕です。

まず、工事に関しては、契約金額の多少にかかわらず、施工前後の写真を支払時に必ず添付することとしており、決裁する職員により検査が適正に行われていることが確認できるようになっています。

次に、委託に関しては、契約金額500万円以上のものを対象として、「委託業務進捗管理ガイドライン」が定められており、この中で、所定の「業務履行確認シート」により業務進捗管理及び履行確認を行い、同シートを支払時に添付することになっています。契約金額500万円未満の場合も、同ガイドラインを参考とし、履行確保に努めるよう契約課が指導しており、「業務履行確認シート」による履行確認の方法が示されています。

また、修繕に関しては、契約金額が20万円を超える場合、工事と同様に、施工前後の写真を支払時に添付することになっており、決裁する職員により履行確認の検査が適正に行われていることが確認できるようになっています。

以上のことから、修繕のうち契約金額が20万円以下の場合は、写真の添付がないため、どのように履行確認されているかを確認しました。

b 納入場所を所属課以外としている物品

物品の納入について、岐阜市物品管理規則第14条では、物品取扱員は、物品の納入があったときは、その契約条件の充足等につき検査のうえ受領し、支出命令書又は注文書兼請求内訳書の検収欄に認印を押さなければならないとしています。そのため、納入場所を所属課以外としている物品について、岐阜市物品管理規則第14条に基づいた物品の検収を行っているかを確認しました。

調査の結果、物品の検収について、「指摘事項 7件」のほか指示事項の是正又は改善を求めました。

イ 企業会計

企業会計は、令和2年度に一般・特別会計において留意した事項について監査を実施しました。

(ア) 市民に対する還付金等及び給付金について

(イ) 契約の履行確認について

(ア) 市民に対する還付金等及び給付金について

還付金等が発生した際の減額調定が適正な時期に行われていない事例が散見されたことから、還付金発生時の確認方法やその手続等の事務執行が適正かつ効率的に行われているかについて、特に留意して監査を実施しました。また、令和2年度は新型コロナウイルス感染症に関する対策として各種の給付金が支出されたことから、給付金を迅速かつ適正に処理しているかについて特に留意して監査を実施しました。

調査の対象は、次のとおりです。

a 市民に対する還付金等

全ての還付金

b 給付金

補助金等の支出は、岐阜市補助金等交付規則に基づき、補助事業を行おうとする被補助者の申請に基づいて交付決定を行い、事業の完了後被補助者から実績報告書が提出されることにより補助額を確定し、交付するのが原則であるが、要綱において、岐阜市補助金等交付規則第15条、第16条及び第18条の規定を適用しない旨を規定した給付金（交付決定と同時に補助金等の額を確定する給付金）

調査の結果、特に指摘等が必要な事項は見られませんでした。

なお、中央卸売市場では還付金、給付金ともなく、その他の企業会計においても給付金はありませんでした。

(イ) 契約の履行確認について

ア一般会計・特別会計 (イ) 契約の履行確認についてと同じ
調査の結果、特に指摘等が必要な事項は見られませんでした。

(2) 予算の流用について

予算の流用に関しては、財政部から「予算格付けのない執行や予算の流用については、新型コロナウイルス感染症対策のほか、法令、災害等、やむを得ない事情のために必要なものについてのみ、遅滞なく事務手続きを行うこと」との通知が発出されていることから、引き続き流用の状況について調査しました。

その結果は、下記に記載のとおり、育児休業の代替雇用に伴う経費のように流用することがルール化されているものや、予算編成時には予測できないものであり、やむを得ない流用であったと思われます。

予算編成に際しては、引き続き所管事業の精査を十分に行うことで、適切な予算計上に努めてください。特に、**新規事業については、その内容を十分理解し、適切な予算計上**を行うよう留意してください。

① 育休等職員の代替雇用に伴うもの	5 件
② 予算編成時には予測できない外的要因によるもの	13 件
③ 公務災害の発生に伴うもの	1 件
④ 事業の見直しによるもの	5 件
⑤ 業務の増加によるもの	1 件
⑥ 事故等の賠償金を支出するため、流用が必要となったもの	4 件
⑦ 予算計上に起因し、流用が必要となったもの ・ 予算計上漏れや誤りによるもの	5 件
⑧ 維持管理や故障等、緊急に対応するため、流用が必要となったもの	6 件
	合計 40 件

※ 流用件数は、企業会計（市民病院事業会計、中央卸売市場事業会計、水道事業会計、下水道事業会計）を除く各部局の監査対象期間内（令和3年4月から最長11月末まで）の件数となります。

事例 予算計上漏れ

【内容】

長良小学校プール及び長良公民館建築工事において、敷地全体の再配置として令和3年度に既設の正門を撤去し、新たな正門を設置するには電柱の支線を移設する必要があったため、移設に係る補償費を電気事業者に支払う必要があるが、令和3年度に補償費を予算計上していなかったことから、需用費（消耗品費）から補償、補填及び賠償金へ63,000円が流用されていた。

(3) 交通事故の防止について

交通事故の防止については、各部局における公用車へのドライブレコーダーの搭載や行政部管財課による交通安全研修が行われているものの、依然として交通事故が発生しています。

令和3年度に定期監査・行政監査を実施した部局における監査対象期間に発生した交通事故件数の合計は**31件**で、このうち**後進中の事故が16件**ありました。また、**16件中7件は、同乗者がいたにもかかわらず、誘導をしていませんでした。**

後進する場合には、同乗者の一人が車から降りて後方確認を行うことにより、事故を未然に防止することが可能であったと考えられることから、平成25年度以降、後進する場合は後方確認について具体的な指導を行ってまいりましたが、同様の事故が発生しており、今回も後方確認を徹底する等の指摘を行いました。

それ以外の事故についても、駐車場等での静止物への接触など**十分に注意していれば防ぐことができたと思われる事例も多く**、いずれも大きな事故につながる可能性があることから、該当部局に対し、職員に対する啓発や事故の再発防止などを指示しました。

各部局においては、交通事故防止についてなお一層の指導徹底をお願いします。

《表1》 部局別交通事故件数

部 局 名	監査対象期間	交 通 事 故 件 数		
			うち後進中の事故件数	
				うち同乗者有 で誘導なし
企画部	R 2. 4. 1～R 3. 7. 31	1		
財政部（固定資産評価 審査委員会を含む）	R 2. 4. 1～R 3. 7. 31	5	2	1
ぎふ魅力づくり推 進部	R 2. 4. 1～R 3. 8. 31	2	1	1
子ども未来部	R 2. 4. 1～R 3. 11. 30	0		
環境部	R 2. 4. 1～R 3. 8. 31	7	3	2
基盤整備部	R 2. 4. 1～R 3. 10. 30	3	1	
市民協働推進部	R 2. 4. 1～R 3. 10. 30	4	1	1
薬科大学	R 2. 4. 1～R 3. 7. 31	2	2	
女子短期大学	R 2. 4. 1～R 3. 8. 31	0		
教育委員会	R 2. 4. 1～R 3. 11. 30	2	2	1

会計課	R 2. 4. 1～R 3. 8. 31	0		
議会事務局	R 2. 4. 1～R 3. 7. 31	0		
監査委員事務局	R 2. 4. 1～R 3. 7. 31	0		
中央卸売市場	R 2. 4. 1～R 3. 3. 31	0		
市民病院	R 2. 4. 1～R 3. 3. 31	0		
上下水道事業部	R 2. 4. 1～R 3. 3. 31	5	4	1
合 計		31	16	7

(4) 指摘事項

- (ア) 法令、条例、規則等に抵触し、重大な影響を及ぼす事項又はそのおそれのある事項で直ちに対応することが適当と認めたもの
- (イ) 不適切な事案の再発防止のために直ちに対応することが適当と認めた事項
- (ウ) その他直ちに対応することが適当と認めた事項

《表 2》 区分別の指摘事項

区 分		内 容		指摘件数
1	収入事務について	a	未収金の回収等について	7
		b	収納方法について	1
		c	現金の払込みについて	2
		d	繰越調定について	1
		e	調定誤りについて	1
		f	指定管理者が行う収入事務について	1
		g	保育料の徴収漏れについて	1
		小 計		
2	支出事務について	h	報酬等の支給について	2
		i	支出負担行為書の作成時期について	2
		j	支払誤りについて	5
		小 計		
3	契約事務について	k	見積書の徴収漏れについて	1
		小 計		
4	財産管理事務について	l	物品の検収について	7
		m	備品の管理について	3

		n	公印の管理について	1
		小 計		1 1
5	事務決裁について	o	工事監督業務について	1
		p	事務決裁について	1
		q	雇用保険に係る事務処理について	2
		小 計		4
6	事故の防止について	r	公用車による事故について	6
		s	施設等における事故について	2
		小 計		8
7	個人情報の保護について	t	個人情報の漏えいについて	1
		小 計		1
合 計				4 8

◎主な指摘事項

1-a 未収金の回収等について

【指摘事項】

し尿処理手数料の収入未済額は、令和2年度末で821,722円である。令和3年8月末現在では、過年度未収金が657,432円である。

今後とも、過年度未収金の早期回収に努めることはもとより、現年度未収金の早期回収を図ることで過年度未収金の発生を抑制するよう努力されたい。

同様の指摘内容がほかに6件ありました。

1-b 収納方法について、1-c 現金の払込みについて

【指摘事項】

岐阜市会計規則第41条第1項は、納入通知書を発した歳入金は、会計管理者、現金出納員又は現金取扱員において直接現金を収納することができない旨規定している。

また、地方自治法施行令第168条の5は、「指定金融機関を定めている普通地方公共団体において、会計管理者が現金を直接収納したときは、速やかに、これを指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関に払い込まなければならない。」と規定しており、本市においては、「速やかに」を「原則としてその日中（即日の払込みが困難な場合は、金融機関の翌営業日）」と解して運用している。

しかしながら、放課後児童クラブ事業に係る実費負担額 2 件（納入義務者 1 人）について、納入通知書を発しているにもかかわらず、直接現金を収納したうえ、収納した日の翌々営業日に入金していた。

今後は、地方自治法施行令及び岐阜市会計規則を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。

現金の払込みについては同様の指摘内容がほかに 1 件ありました。

1-d 繰越調定について

【指摘事項】

地方自治法第 208 条第 1 項は、「普通地方公共団体の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。」と規定し、同法施行令第 142 条第 1 項第 3 号では、地方交付税、地方譲与税、交付金、負担金、補助金、地方債その他これらに類する収入及び他の会計から繰り入れるべき収入は、その収入を計上した予算の属する年度を会計年度所属区分とする旨規定している。

したがって、令和 2 年度で調定するのであれば、令和 3 年 3 月 31 日までに行う必要がある。

また、岐阜市会計規則第 32 条第 1 項は、歳入を徴収しようとするときは、歳入の所属年度及び歳入科目に誤りがないかどうか等を調査し、直ちにこれを調定しなければならない旨規定している。

しかしながら、小学校トイレ改修ほか 2 件の学校施設環境改善交付金に係る国庫支出金について、令和元年度からの繰越調定で収入すべきところ、令和 2 年度に新たに調定をし、当該調定で収入していた。さらに、その調定は会計年度の期間を過ぎた令和 3 年 4 月 5 日が調定日となっていた。

今後は、地方自治法、地方自治法施行令及び岐阜市会計規則を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。

1-e 調定誤りについて

【指摘事項】

岐阜市会計規則第32条第1項は、収入命令者は、歳入を徴収しようとするときは、納入すべき金額、納入義務者、納期限及び納入場所について、法令等又は契約に照らし適正であること等を調査し、直ちにこれを調定しなければならない旨規定している。

しかしながら、駐車場使用料について、納入義務が発生していないにもかかわらず、調定していたものがあつた。

1-f 指定管理者が行う収入事務について

【指摘事項】

岐阜市会計規則第54条第5項は、収入事務受託者は、収納した現金を速やかに指定金融機関又は収納代理金融機関に払い込まなければならない旨規定している。

しかしながら、ドリームシアター岐阜の使用料徴収事務を受託している指定管理者が、使用者から受け取った使用料を1日ごとに金庫で保管した後、主に週に1回まとめて金融機関に払込みをしていた。このことについて、子ども支援課及び収入事務を担当している子ども政策課はその事実を把握していたが、速やかに払込みをするよう指導を行っていなかった。

今後は、指定管理者に対して、岐阜市会計規則を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努めるよう指導されたい。

1-g 保育料の徴収漏れについて

【指摘事項】

令和3年8月分の保育料（1,116件、対象金額 31,330,300円）について、令和3年8月31日に口座振替すべきところ、翌月の口座振替時に2か月分を徴収していた。保育料を管理する福祉システムでは、保育料を口座振替により請求するデータを作成する手順の一つとして、口座振替により何を請求するかについて、利用者全員分を一括で設定する機能があり、正しく請求するためには、「保育」、「給食」、「副食」の3項目にチェックしなければならない。

しかしながら、「保育」のチェックを入れ忘れたため、徴収漏れが発生した。

今後は、同様の事案が起らないよう職員に指導徹底を図るとともに、必要な措置を速やかに講じられたい。

2-h 報酬等の支給について

【指摘事項】

岐阜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則第5条第1項第3号は、事務補助に係るパートタイム会計年度任用職員の報酬は、勤務をした日の属する月の翌月の15日に支給する旨規定している。

しかしながら、令和3年7月分の子ども支援課のパートタイム会計年度任用職員B（1人）の報酬及び費用弁償を8月20日に支払うとともに、支払遅延に係る遅延利息（55円）が8月24日に支払われていた。

今後は、岐阜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。

【指摘事項】

長良小学校の学習指導員（パートタイム会計年度任用職員）の令和2年10月分の報酬について、1日につき3時間勤務とすべきところ4時間勤務とし出勤表を作成したため、10時間分多く支給していた。

今後は、適正な事務執行に努めるとともに、会計年度任用職員に関する事務を組織でチェックする体制の強化に努め、再発防止を徹底されたい。

2-i 支出負担行為書の作成時期について

【指摘事項】

岐阜市予算規則第13条第1項は、支出負担行為として整理する時期は別表第1に定める区分によるものとし、別表第1では、使用料及び賃借料の支出負担行為として整理する時期は「契約を締結するとき又は請求のあったとき」と規定している。

しかしながら、令和3年度化学構造式描画ソフトウェアライセンス使用料について、令和3年4月1日付けで契約が締結されているにもかかわらず、令和3年6月24日に至るまで支出負担行為書が起案されていなかった。

今後は、岐阜市予算規則を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。

同様の指摘内容がほかに1件ありました。

2-j 支払誤りについて

【指摘事項】

岐阜市会計規則第 65 条第 1 項は、「支出命令者は、支出命令書（支出負担行為書兼支出命令書を含む。）を作成しようとするときは、予算の節及び債権者ごとに作成し、所属年度、支出科目、支出金額及び債権者名の正誤並びに支出の内容が法令等又は契約に違反する事実がないかを調査しなければならない。」と規定している。

しかしながら、以下の支払誤りがあった。

- (ア) パートタイム会計年度任用職員 B（1 人）の更新による年次有給休暇を付与する月を誤ったため、本来欠勤とすべきところ年次有給休暇扱いとし、過払いされていた。
- (イ) 別のパートタイム会計年度任用職員 B（1 人）の 1 回あたりの費用弁償額の算定を誤ったまま、令和 3 年 5 月分、7 月分及び 8 月分の費用弁償が支払われていた。
- (ウ) 令和 2 年 12 月分の西郷保育所の米の購入費用の請求単価に誤りがあるにもかかわらず、給食賄材料費が支払われていた。
- (エ) 令和元年度の保育所の嘱託医の報酬が委嘱されていない前年度の嘱託医に支払われていた。
- (オ) 私立保育所等が実施する新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に係る補助金額の上限が 500,000 円であるにもかかわらず、上限額を 195,000 円超えて補助金が支払われていた。

今後は、岐阜市会計規則を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。

3-k 見積書の徴収漏れについて

【指摘事項】

岐阜市上下水道事業部契約規程第 29 条は、随意契約による場合は、2 人以上の者から見積書を徴さなければならないと規定している。

しかしながら、井戸メーター周り修繕の契約において、1 者のみで見積もりにより発注されているものがあった。

今後は、岐阜市上下水道事業部契約規程を遵守し、適正な事務執行に努められたい。

4-1 物品の検収について

【指摘事項】

岐阜市物品管理規則第 14 条は、「物品取扱員は、物品の納入があったときは、その契約条件の充足等につき検査のうえ受領し、支出命令書又は注文書兼請求内訳書の検収欄に認印を押さなければならない。」と規定している。

しかしながら、財政課及び納税課では、物品の納入があったとき物品取扱員に任命されていない職員が検収し、検収欄に認印を押しているものがあった。

今後は、岐阜市物品管理規則を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。

同様の指摘内容がほかに 6 件ありました。

4-m 備品の管理について

【指摘事項】

岐阜市物品管理規則第 18 条は、「物品出納員は、その保管に係る物品を良好な状態で常に使用することができるように整理し、保管しなければならない。」と規定している。

しかしながら、歴史博物館が備品管理システムに記録している備品について、所在を確認できないものがあった。

今後は、岐阜市物品管理規則を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。

同様の指摘内容がほかに 2 件ありました。

4-n 公印の管理について

【指摘事項】

岐阜市教育委員会公印規則第 5 条は、「公印保管責任者（学校長）は、公印保管の責めに任じ、かつ、その使用を適切に行うため必要な処置を講じなければならない。」と規定している。

しかしながら、東長良中学校において、学校印（方 21）について適正に保管されておらず、平成 28 年度以降二度にわたり紛失していた。

今後は、岐阜市教育委員会公印規則を遵守し、公印を適正に保管するよう指導されたい。

5-0 工事監督業務について

【指摘事項】

建設業法第3条第1項は、建設業を営もうとする者は、政令で定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者を除き、建設業の許可を受けなければならない旨規定し、同法施行令第1条の2第1項は、政令で定める軽微な建設工事は、工事1件の請負代金の額が500万円(当該建設工事が建築一式工事である場合にあっては、1,500万円)に満たない工事又は建築一式工事のうち延べ面積が150㎡に満たない木造住宅を建設する工事とする旨規定している。

しかしながら、一部の一次下請け業者は、建設業の許可を受けていないにもかかわらず、受注者から500万円以上の解体撤去工事を受注していた。岐阜市が定めた工事現場における施工体制点検マニュアルでは、施工体制の点検に当たり不適切な事案があった場合、文書で改善指示することになっているが、ぎふ魅力づくり推進部から施工依頼を受けたまちづくり推進部は建設業法違反を疑うに足りる事実を把握できる状況にあったにもかかわらず、その確認が不十分であり、対応していなかった。

今後は、受注者が建設業法を遵守するよう、適正な工事の監督業務の執行に努められたい。

5-p 事務決裁について

【指摘事項】

岐阜市病院事業企業会計規程第127条は、同一項内の各目の金額の流用について、管理者の決裁を受けなければならない旨規定している。

しかしながら、流用伺に係る決裁について、決裁権者の決裁を受けていないものがあつた。

今後は、岐阜市病院事業企業会計規程を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。

5-q 雇用保険に係る事務処理について

【指摘事項】

雇用保険法第6条は、この法律の適用除外を規定しており、第1号に1週間の所定労働時間が20時間未満である者とある。

しかしながら、令和2年5月1日に雇用を開始したパートタイム会計年度任用職員の1週間の労働時間は15時間であり、雇用保険法第6条の規定により同法の適用除外であるにもかかわらず、2か月分の雇用保険料を徴収していた。

今後は、雇用保険法を遵守し、適正な事務執行に努めるとともに、会計年度任用職員に関する事務を組織でチェックする体制の強化に努め、再発防止を徹底されたい。

【指摘事項】

雇用保険法施行規則第7条は、事業主は、その雇用する労働者が当該事業主の行う適用事業に係る被保険者でなくなったことについて、当該事実のあった日の翌日から起算して10日以内に、労働契約に係る契約書等の被保険者でなくなったことの実態及びその事実のあった年月日を証明することができる書類を添えてその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない旨規定している。

しかしながら、平成31年3月に退職したパートタイム会計年度任用職員の雇用保険被保険者資格喪失届を令和3年5月28日に至るまで提出していなかった。

今後は、雇用保険法施行規則を遵守し、適正な事務執行に努めるとともに、会計年度任用職員に関する事務を組織でチェックする体制の強化に努め、再発防止を徹底されたい。

6-r 公用車による事故について

【指摘事項】

令和2年4月から令和3年8月までの間に、公用車の後退時における事故が3件発生した。そのうち2件は、職員が同乗していたにもかかわらず、降車及び誘導をしていなかった。

後退時の安全確認の励行については、令和元年度の定期監査においても同様の指摘をしており、確実に対応されたい。

同様の指摘内容がほかに5件ありました。

6-s 施設等における事故について

【指摘事項】

令和2年4月15日、鶺鴒観覧船事務所において、建造した鶺鴒観覧船を係留所へ移動させるため、クレーンで観覧船を吊り上げた際、事務所の屋根の雨どいを損傷させた。

同様の作業を行う場合には、安全管理を徹底されたい。

【指摘事項】

令和2年9月28日、華陽小学校敷地内での除草作業中に飛び石が発生し、駐車場に駐車してあった車両に対する物損事故が発生した。

飛び石による物損事故については、令和元年度の定期監査においても同様の指摘をしている。草刈作業手順マニュアルを遵守し、作業前の安全確認や防護対策の措置を図るなど、安全管理を徹底されたい。

7-t 個人情報の漏えいについて

【指摘事項】

岐阜市個人情報保護条例第3条第2項は、職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない旨規定している。

しかしながら、令和3年5月に退職者に送付する雇用保険被保険者資格喪失確認通知書を、同姓同名の別人に誤って送付していた。

今後は、岐阜市個人情報保護条例を遵守し、適正な事務を執行されたい。

(5) 意見

(ア) 効率性、経済性、有効性等の観点から、是正又は改善のために検討することが
適当と認めた事項

(イ) その他指摘には至らないが、特に言及することが適当と認めた事項

《表3》 定期監査・行政監査における意見

区 分		内 容		意見件数
1	事務執行について	a	適正な工事発注について	1
		b	工事の設計・積算における確認の徹底について	1
		c	補助金の書類審査について	1
2	財産の管理について	d	公有財産使用承認申請について	1
合 計				4

◎主な意見

1-a 適正な工事発注について

【意見】

子ども保育課は、熱中症予防及び新型コロナウイルス感染症の感染予防対策として、遮光ネットを取り付けるために施工した金具設置工事について、積算した結果、1か所については合見積による随意契約とし、14か所については一者随意契約により受注者を決定した。当該工事の目的を達成するには1日でも早く工事を完了する必要があることから、適正な見積期間や工期を確保するために、やむを得ず保育所ごとに発注したとのことであるが、結果的に全ての工事の発注がほぼ同時期であり、まとめて発注できたのではないかと、また、合見積を取ることができたのではないかとという疑念を持たれる結果となっている。

このことから、工事発注においては、公平性及び経済的合理性を確保するとともに、恣意的に分割発注したのではないかと疑われることのないよう計画的な発注に努められたい。

1-b 工事の設計・積算における確認の徹底について

【意見】

令和3年4月から10月までの間に道路建設課、道路維持課及び河川課が契約依頼した工事において、設計書の積算の一部を誤った事案が6件発生していた。

設計・積算における項目や数量、単価などの確認を徹底するとともに、チェック機能の強化による再発防止に部全体で取り組まれたい。

1-c 補助金の書類審査について

【意見】

岐阜市子どもの登下校安全確保事業は、GPS位置情報を活用した子どもの見守りサービスの利用契約をした保護者に費用の一部を助成するもので、同事業補助金交付要綱第6条第1項は、「申請者はサービスの利用契約に際して、補助金の交付申請及び受領についてサービス提供事業者委任する旨の委任状を市長に提出しなければならない。」と規定し、同条第2項ではサービス提供事業者は、申請者からの委任を受けて交付申請を行う旨規定している。

そのため、サービス提供事業者は、サイトから申込みをする際、委任に同意する旨のチェック欄を設け、契約締結者を一覧にし、市へ交付申請を行っており、実際には申請者である保護者が委任状を市長に提出していない状態であっても、専用申込サイトにおいて申込みが完了すれば、費用の一部を負担することなくサービスが開始されている。

以上のことから、社会・青少年教育課は、市長に提出された委任状の確認及びサービス提供事業者から提出される申請書に添付された申請者の一覧との突合による書類審査を行わなければならない、煩雑な事務になっている。

書類審査に係る事務の負担が軽減できるよう委任状の提出方法等の見直しを検討されたい。

2-d 公有財産使用承認申請について

【意見】

令和元年度の定期監査及び行政監査において、子ども遊び場について、他部局の土地の一部を使用しているものがある場合、岐阜市公有財産規則第18条は、使用承認として、他の部局の公有財産を使用する場合、当該公有財産を所管する部長に、公有財産使用承認申請書を提出し、公有財産使用承認書の交付を受けなければならない旨規定しているが、土地の所管部局へ公有財産使用承認申請書の提出をしておらず、公有財産使用承認書の交付を受けていないものがあつたため、適正に処理するよう指導した。

これに対し、令和2年度に土地の所管部局へ必要な申請手続きを行っていくとの報告があつた。

しかしながら、令和3年度の申請状況を確認したところ、必要な申請手続きが行

われていなかった。

以上のことから、監査で指示された事項について、その対象となった部署で対応するとともに、子ども未来部としても履行を確認されたい。

4 財政援助団体等に対する監査

市が資本金等の4分の1以上を出資している法人（出資団体）から2団体を選定して監査を実施しました。

監査対象団体	所管部局
一般財団法人 岐阜市にぎわいまち公社	まちづくり推進部
一般財団法人 岐阜市みどりのまち推進財団	都市建設部

監査の結果、財政援助団体等に対し、「**指摘事項 3件**」のほか指示事項について、是正又は改善を求めました。

(1) 指摘事項

《表4》 財政援助団体等監査における指摘事項

区 分		内 容		指摘件数	
				団 体	所管部局
1	予算執行について	a	予算額を超過した支出について	1	
		b	専決権限のない職員による予算執行について	1	
		小 計		2	0
2	実績報告書について	c	決算書との相違について	1	
		小 計		1	0
合 計				3	0

1-a 予算額を超過した支出について

【指摘事項】（団体関係）

一般財団法人岐阜市みどりのまち推進財団定款第7条第1項は、「この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。」と規定している。

この規定からすると、理事会の決議及び評議員会の承認を受けた予算を超過することが見込まれる場合は、補正として予算を追加するか流用しなければならず、予算を超過した支出は認められないと解することができる。

しかしながら、緑化推進事業及び岐阜公園等管理事業において、予算を超過した支出が2件あったが、それらの手続が行われていなかった。

また、予算残額を組織的に随時確認できる状況ではなかった。

今後は、適正に予算を執行するとともに、組織的な予算管理に努められたい。

1-b 専決権限のない職員による予算執行について

【指摘事項】（団体関係）

一般財団法人岐阜市みどりのまち推進財団処務規程第6条は、理事長は、財団の定款第30条に定める理事会の権限を除き、財団の運営に関するすべての事項を決裁処分し、その職務の一部を財団の役職員に委任することができる旨規定し、第7条は、第6条の規定により、常務理事及び事務局長において専決できる事項を定めている。

しかしながら、専決できる事項として定められていない収入伺書について、常務理事兼事務局長が専決していた。

したがって、今後は、一般財団法人岐阜市みどりのまち推進財団処務規程の趣旨を遵守し、適正な事務執行に努められたい。

2-0 決算書との相違について

【指摘事項】（団体関係）

令和2年度公園管理業務及び使用料収納事務業務委託の公園管理業務及び使用料収納事務業務委託共通仕様書の7は、受注者は、事業完了後速やかに事業実績報告及び決算書を発注者に提出しなければならない。そして事業実績の結果、委託料に残額が生じたときは、直ちに残額を発注者に返還しなければならない旨規定している。この規定に基づき、一般財団法人岐阜市みどりのまち推進財団は事業完了後、執行額は委託契約金額と同額であると市に提出している。

しかしながら、一般財団法人岐阜市みどりのまち推進財団の決算書によると300円の残額が生じており、事業実績報告書の精算額と相違している。

したがって、今後は、適正に決算書を作成するとともに、公園管理業務及び使用料収納事務業務委託契約に基づき、適正に実績報告されたい。